

「憲法は核兵器禁止せず」

政府答弁書を再決定

安倍内閣は15日の閣議で、日本の核兵器の保有や使用が「必要最小限」であれば憲法上禁止されていないとする政府見解について、「変更はない」との答弁書を改めて決定した。また、過去の政府答弁書と比べて「整合性がない」との指摘はあたらぬ」とする別の答弁書も決定した。

民進党の白眞勲氏が質問主意書で、集団的自衛権を行使する場合でも、核兵器使用が憲法上禁止されていないとする従来見解に「変更ないか」とただしたのに答えた。答弁書は「核兵器でも、仮にそのような（必要最小）限度にとどまるものがあれば、保有することは必ずしも憲法の禁止

するところではない」とした。

また、民進の逢坂誠二氏は質問主意書で、村山内閣の答弁書が核兵器使用につ

いて「絶大な破壊力、殺傷力のゆえに、国際法の思想的基盤にある人道主義の精神に合致しない」などとした点に触れ、「必要最小限度にとどまる核兵器は存在しない」「整合性がない」と主張していた。これに対し、15日の政府答弁書は「整合性がない」との指摘はあたらぬ」とした。

4/16
朝日